

平成 15 年 8 月 21 日

各 位

株式会社 埼玉りそな銀行

### 新規開業支援等に関わる国民生活金融公庫との業務提携について

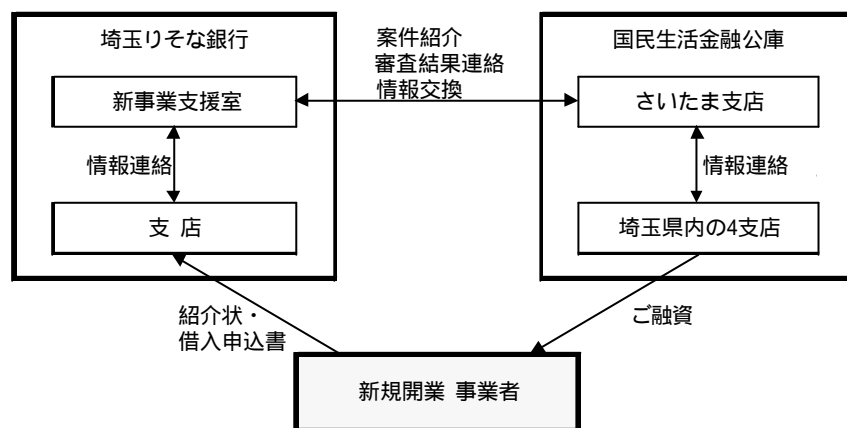
りそなグループの埼玉りそな銀行（頭取 利根 忠博）は、地元金融機関として、地域経済の活性化に寄与すべく、埼玉県における企業の新規開業支援等について、国民生活金融公庫さいたま支店（支店長 糸賀 開）と業務提携をし、平成 15 年 9 月 1 日（月）より業務を開始いたします。

当行は、平成 15 年 7 月、新事業や事業転換に取り組む県内中小企業の支援を目的として、法人部内に新事業支援室を設置いたしました。本業務提携は、新事業支援室の活動の一環であり、政府系金融機関との連携により、創業間もない事業者等とのリレーションシップを大切にしながら、資金調達支援に関する具体策の選択肢を広げるものです。本業務提携により、これまで以上に、事業の成長段階に合わせた木目細かなサポートをご提供し、地域経済の活性化を目指してまいります。

#### 1．業務提携の主な内容

- ・ 当行が、埼玉県における企業の新規開業等に関わる融資案件を、お申込者同意の下、国民生活金融公庫に紹介する。
- ・ 国民生活金融公庫は、県内 5 支店にて当該融資案件を審査し、融資実行等の対応をするとともに、その審査結果を当行へ連絡する。
- ・ 当行と国民生活金融公庫さいたま支店は、本件業務の運営が適正かつ円滑に行われることを目的に、連絡窓口を設置、連絡会議等の開催を通じて、埼玉県の金融・経済の動向等に関する情報交換を行う。

#### 2．業務提携のスキーム



埼玉りそな銀行は、今後も、埼玉県経済の活性化に積極的に取り組むとともに、地域に密着した信頼されるパートナーとして、埼玉県の皆さまと共に発展することを目指してまいります。

以 上

(ご参考)

国民生活金融公庫の新創業融資制度について

特 徴	事業計画の的確性を審査し、無担保、無保証人（法人の場合、代表者の保証も不要）で、創業者の方にご融資する制度です。
対象者	雇用（パート含む）創出を伴う事業を始められる方 技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始められる方 又は いずれかにより開業された方で、税務申告を2期終えられていない方 1 上記以外でも、勤務経験等によって、お取扱できる場合もございます。 2 金融業、一部風俗営業業種、一部の遊興娯楽事業等は除きます。 3 開業前又は開業後税務申告を終えておられない方は、開業資金総額の1/2以上の自己資金が確認できることが必要です。
融資限度額	550万円
担保・保証	無担保・無保証人（法人代表者の保証も不要）
融資期間	運転資金 5年間（据置期間6ヶ月以内） 設備資金 7年間（同上）

以上